

(重要) 利益相反の開示について

一般社団法人日本神経精神薬理学会では、利益相反の開示が義務づけられました。発表者（筆頭者）または著者、発表内容と関連して、企業・法人等団体（営利目的に限らない）より下記の利益を得ている場合は、該当するものを選択、ない場合には「なし」を選択し、必要な場合に補足説明を記載してください。発表内容と関係のない団体等からの利益については申告の必要はありません。

- 発表内容と関連する利益相反なし
- 役員，顧問職，社員等一団体からの報酬額が年間100万円以上.
- 株式の保有が一企業につき一年間の株式による利益100万円以上，または当該全株式の5%以上を所有する
- 特許権等実施料につき一団体からの一つの実施料が年間100万円以上.
- 会議出席・講演など労力の提供に対する支払につき一団体からの年間合計が50万円以上.
- パンフレットなどの執筆・監修に対する原稿料・監修料につき一団体からの年間合計が50万円以上.
- 研究費につき一団体から支払われた総額が年間200万円以上.
- 奨学（奨励）寄付金につき一団体から，申告者個人または申告者が所属する部局（講座・分野）あるいは研究室の代表者に支払われた総額が年間200万円以上.
- 発表内容と関連する寄付講座に所属している.
- 労力の提供と関係のない旅行，贈答品等を一団体より総額年間5万円以上受けている.

補足説明（必要な場合のみ）